

神奈川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月24日

神奈川県収用委員会

会長 原 田 一 明

神奈川県収用委員会告示第 号

神奈川県情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

神奈川県情報公開条例施行規程（平成12年神奈川県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（条例第3条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法）

第2条 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第3条第1項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第3条第1項第2号に規定する資料（以下この条において単に「資料」という。）が専用の場所において適切に保存されていること。
- (2) 資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。
- (3) 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

ア 資料に条例第5条各号に規定する非公開情報が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該非公開情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

イ 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。）を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

ウ 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

- (4) 資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること。
- (5) 資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

第3条の見出し中「の記載事項」を「に記載することができる事項」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第9条第1項の請求書には、行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る行政文書について次に掲げる事項を記載することができる。

- (1) 求める公開の実施の方法（条例第13条第2項に規定する方法に限る。）

(2) 事務所（行政文書の公開の実施を行う場所として条例第 10 条第 2 項に規定する書面において記載された場所をいう。以下同じ。）における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希望する日

(3) 写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨

第 4 条に次の 2 項を加える。

2 条例第 10 条第 2 項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求めることができる公開の実施の方法

(2) 事務所における公開を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における公開を希望する場合にあっては、条例第 13 条第 4 項の規定による申出をする際に当該事務所における公開を実施することができる日のうちから事務所における公開の実施を希望する日を選択すべき旨

3 行政文書公開請求書に前条第 1 項各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第 10 条第 2 項の実施機関が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 前条第 1 項第 1 号の方法による行政文書の公開を実施することができる場合（事務所における公開については、同項第 2 号の日に実施することができる場合に限る。） その旨及び前項各号に掲げる事項（同条第 1 項第 1 号の方法に係るものを除く。）

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

第 7 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 条例第 12 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

第 9 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の場合において、行政文書」を「条例第 11 条第 3 項に規定する公開決定を受けた者が、行政文書（行政文書を複製したもの並びに前条に規定する専用機器により再生したもの、用紙に出力した物及び委員会が適当と認める方法により公開されるものを含む。以下この条において同じ。）」に、「者」を「とき」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の見出し中「の告示」を削り、同条中「神奈川県公報により告示する」を「インターネットの利用その他の方法により公表する」に改め、同条を第 15 条とし、第 13 条を第 14 条とする。

第 12 条中「(第 11 号様式)」を「(第 13 号様式)」に改め、同条を第 13 条とする。

第 11 条の見出しを「(更に公開を受ける旨の申出等)」に改め、同条中「第 13 条第 4 項」を「第 13 条第 7 項」に、「(第 10 号様式)」を「(第 12 号様式)」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 13 条第 6 項の規定による申出は、行政文書再公開申出書（第 11 号様式）により

行わなければならない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(公開の実施の方法等の申出)

第11条 条例第13条第4項の規定による申出は、行政文書公開実施方法等申出書(第10号様式)により行わなければならない。

2 条例第13条第4項の実施機関の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求める公開の実施の方法(公開決定に係る行政文書の部分ごとに異なる公開の実施の方法を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの公開の実施の方法)

(2) 公開決定に係る行政文書の一部について公開の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における公開の実施を求める場合にあっては、当該事務所における公開の実施を希望する日

(4) 写し等の送付の方法による行政文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨

3 第4条第3項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第10条第2項に規定する通知があった場合において、第3条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第13条第4項の規定による申出は、することを要しない。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

行政文書公開請求書

年 月 日

神奈川県収用委員会会長殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

( 法人その他の団体にあっては、事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

神奈川県情報公開条例第4条の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る行政文書の内容	〔 公開請求に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。 〕
行政文書の処理年度	年度
求める公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）
備 考	

- 備考 1 のある欄には、該当する内に $\surd$ 印を記入してください。
- 2 窓口において行政文書の公開を実施する日について希望がある場合は、その日を備考欄に記載してください。なお、当該日における公開の実施の可否については、行政文書公開決定通知書又は行政文書一部公開決定通知書により通知します。

第2号様式（第4条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県採用委員会会長 印

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。

なお、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県採用委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県収用委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に対して特定した行政文書の概要	

(裏)

あなたが公開請求で求めた公開の実施の方法による公開の可否等	<p><input type="checkbox"/> あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要する費用及び郵送に要する費用を送ってください。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法（<input type="checkbox"/>閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/>写しの交付）及び公開の実施日（      年      月      日）での公開の実施をすることができます。当該日の      時      分から      時      分までの間に、      にお越してください。</p> <hr/> <p><input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができない（あなたから公開の実施の方法等の求めがない）ので、この通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項を記入の上、事務局に提出してください。公開の実施の方法については、（<input type="checkbox"/>窓口における閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/>窓口における写しの交付 <input type="checkbox"/>郵送による写しの交付）の方法によることができま</p>
-------------------------------	---

	す。なお、窓口における公開の実施を希望する場合は、公開の実施を希望する日（ 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日（閉庁日を除く。）に限り、）を記入した行政文書公開実施方法等申出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越してください。
事務担当	収用委員会事務局 電話番号 内線


- 備考 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。  
2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

第3号様式（第4条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

行政文書一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県収用委員会会長 

年 月 日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には、公開することができない部分が一部あることを御了承ください。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県収用委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告として（訴訟において神奈川県を代表する者は神奈川県収用委員会となります。）、横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、上記の審査請求をした場合においては、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内となります。

公開請求に係る行政文書の内容	
公開請求に対して特定した行政文書の概要	

公開することができない部分及び理由	(公開することができない部分)
	(公開することができない理由) 神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号 該当 (理由)
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以後であればその理由がなくな りますので、同日以後に改めて公開請求をしてください。

(裏)

あなたが公開請求 で求めた公開の実 施の方法による公 開の可否等	<input type="checkbox"/> あなたが求めた郵送による公開の実施をすることができます。 この通知書に同封した案内に従って、行政文書の写しの作成に要 する費用及び郵送に要する費用を送ってください。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法(□閲覧又は視聴 □写しの 交付)及び公開の実施日( 年 月 日)での公開の 実施をすることができます。当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく ださい。
	<input type="checkbox"/> あなたが求めた公開の実施の方法等では公開することができ ない(あなたから公開の実施の方法等の求めがない)ので、こ の通知書に同封した行政文書公開実施方法等申出書に必要事項 を記入の上、事務局に提出してください。公開の実施の方法に ついては、(□窓口における閲覧又は視聴 □窓口における写し の交付 □郵送による写しの交付)の方法によることができま す。なお、窓口における公開の実施を希望する場合は、公開の 実施を希望する日( 年 月 日から 年 月 日までの期間内のいずれかの日(閉庁日 を除く。)に限り)を記入した行政文書公開実施方法等申 出書を事前に提出した上で、当該日の 時 分から 時 分までの間に、 にお越しく ださい。
事 務 担 当	収用委員会事務局 電話番号 内線

- 備考
- 1 行政文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
  - 2 窓口で行政文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
  - 3 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の一部の公開を拒む理由がな  
くなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。

第4号様式中

「  
行政文書公開拒否決定通知書  
年 月 日 を  
」

「  
行政文書公開拒否決定通知書  
第 号 に、  
年 月 日  
」

「第 条第 項第 号該当」を  
「第 条第 項第 号 該当」に改める。

第5号様式中

「  
行政文書公開諾否決定期間延長通知書  
年 月 日 を  
」

「  
行政文書公開諾否決定期間延長通知書  
第 号 に、  
年 月 日  
」

「  

決定期間を延長する理由	
決定期間を延長した後の諾否の決定を行う期限	年 月 日

  
を  
」

「  

延長後の期間	日（諾否の決定の期限 年 月 日）
--------	-------------------

  
」



延長の理由	
-------	--

に改める。

」

第6号様式中

「

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

年 月 日

を

」

「

行政文書公開諾否決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

に改め、

」

「起算して」を削る。

第7号様式中

「

行政文書公開請求事案移送通知書

年 月 日

を

」

「

行政文書公開請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

に、

」

「

局(所)	室・部	課	グループ(係)
電話番号	内線		

を

」

「

局(所)	室・部
課	グループ(班)
電話番号	内線

に、

」

「した実施機関の」を「した」に改める。

第 8 号様式中

「  
意見書提出機会付与通知書  
年 月 日 を  
」

「  
意見書提出機会付与通知書  
第 号  
年 月 日 に、  
」

「があった日」を「の年月日」に、「条例第 12 条第 2 項の規定による通知の場合の第 1 号又は第 2 号の適用の区分及び当該規定を適用する」を「条例第 12 条第 2 項各号のいずれに該当するかを別及びその」に、「号適用」を「号該当」に改める。

第 9 号様式中

「  
行政文書公開通知書  
年 月 日 を  
」

「  
行政文書公開通知書  
第 号  
年 月 日 に改める。  
」

第 11 号様式中「(第 12 条関係)」を「(第 13 条関係)」に、

「  
情報公開審査会諮問通知書  
年 月 日 を  
」

「  
情報公開審査会諮問通知書  
第 号  
年 月 日 に改め、  
」

同様式を第 13 号様式とする。

第 10 号様式中「(第 11 条関係)」を「(第 12 条関係)」に、

「

行政文書の公開に係る催告書

年 月 日 を  
」

「

行政文書の公開に係る催告書

第 号 に、  
年 月 日  
」

「第 13 条第 4 項」を「第 13 条第 7 項」に、

「

公開請求に係る行政文書の内容及び求める公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
--------------------------	--

を

」

「

公開請求に係る行政文書の内容及び求める公開の実施の方法等	(公開請求に係る行政文書の内容)  (求める公開の実施の方法等) <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）
------------------------------	---

に改め、

」

同様式の備考を削り、同様式を第 12 号様式とする。

第 9 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 10 号様式（第 11 条関係）（表）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

行政文書公開実施方法等申出書

年 月 日

神奈川県収用委員会会長殿

住 所  
氏 名  
電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）



	(写し又は複写した物の交付を求める部分の内容)
--	-------------------------

第 11 号様式（第 12 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

行政文書再公開申出書

年 月 日

神奈川県収用委員会会長殿

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

神奈川県情報公開条例第 13 条第 6 項の規定により、次のとおり申し出ます。

再公開を求める行政文書の内容	（再公開の申出に係る行政文書が分かるように、当該行政文書の件名又は内容を具体的に記載してください。）
行政文書（一部） 公開決定通知書の記号及び番号並びに日付	記号及び番号 第 号 日付 年 月 日
最初に公開を受けた日	年 月 日
再公開の実施の方法等	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写し又は複写した物の交付（ <input type="checkbox"/> 郵送を希望）
備 考	

備考 のある欄には、該当する内に $\surd$ 印を記入してください。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。